



発行 東京都

目次

109

告示

○廃棄物処理施設の設置及び設置の変更許可申請
………（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）…

告示

●東京都告示第千五百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律
第百三十七号。以下「法」という。）第九条第一項の規定
による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更
及び法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の
設置の許可に係る事項について、許可の申請があったので、
法第九条第二項において準用する法第八条第四項の規定及
び法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
その代表者の氏名
株式会社櫻商会
大田区京浜島二丁目十四番十一号

代表取締役 藤井 章

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の
場所
大田区羽田空港三丁目七番四号

三 廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類の

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
令（昭和四十六年政令第三百号。以下「施行令」とい
う。）第五条第一項に規定する焼却施設）

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の

焼却施設（施行令第七条第三号、第五号、第八号及
び第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設）

四 廃棄物の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の
種類
普通ごみ

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の
種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず及び動植物性残さ

五 申請年月日

平成三十年九月二十五日

六 申請書等の縦覧

(一) 期間

平成三十年十一月十三日から同年十二月十二日まで。
ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する
法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休
日を除く。

(一) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(二) 場所

ア 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

イ 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

神奈川県川崎市川崎区東町五番地四

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

エ 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎

オ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎

七 利害関係者からの意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変
更又は産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項に関
し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から
の意見書を提出することができる。

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名

称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

イ 対象施設の設置の許可に係る事項の変更許可申請

者又は許可申請者の氏名

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

(三) 記載に当たつての留意事項

日本語で記載すること。

(四) 提出期限

平成三十年十二月二十六日

(五) 提出先

ア 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号 東京都庁第二本庁舎

イ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号 東京都庁第二本庁舎

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

